

# 中越大震災被災者支援制度一覧

中越大震災で被災された皆様に慎んでお見舞い申し上げます。

この一覧は支援制度などをまとめたものです。市では被災者の皆さんを支援し、一日も早い復興・再建のために全力を尽くします。不明な点は担当にお問合せください。

十日町市役所 ☎ 57-3111

目次

- ★ 義援金配分・重傷を負った人は届け出を…………… 1
- ★ 住宅の被害区分…………… 1
- ★ 住宅に被害を受けた世帯への支援制度…………… 2
- ★ 被災住宅の解体廃棄物・家電4品目の処分…………… 4
- ★ 市税などの納期限の延長と減免…………… 4
- ★ 一部負担金や使用料などの減免…………… 6
- ★ 個人向け支援制度…………… 7
- ★ 中小企業向け支援制度…………… 8

## ★義援金配分

担当：義援金配分事務局（内線125）

新潟県と十日町市では、全国からお寄せいただいた義援金を住宅の被害の程度などによって配分します。義援金は後日、配分のための申請書を全世帯に配布し、提出いただいた申請書により配分しますので、配分のために被災証明書をとる必要はありません。

## ★重傷を負った人は届け出を

担当：総務課総務管理係（内線222）

落下物による骨折や避難途中での転倒など直接の地震の影響で1か月以上の重傷を負った人は、医師の診断書を添えて12月28日（火）までに届け出てください。

## ★住宅の被害区分

担当：総務課総務管理係（内線222）

住宅の被害の程度は、4つに区分されます。市で基礎、柱、外壁、内壁、屋根、床、建具など被害状況を調査し、総合的に判定します。店舗（工場）併用住宅は、居住部分のみが対象です。

被害区分	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
損害割合	大 ←————→ 小			

# ★住宅に被害を受けた世帯への支援制度

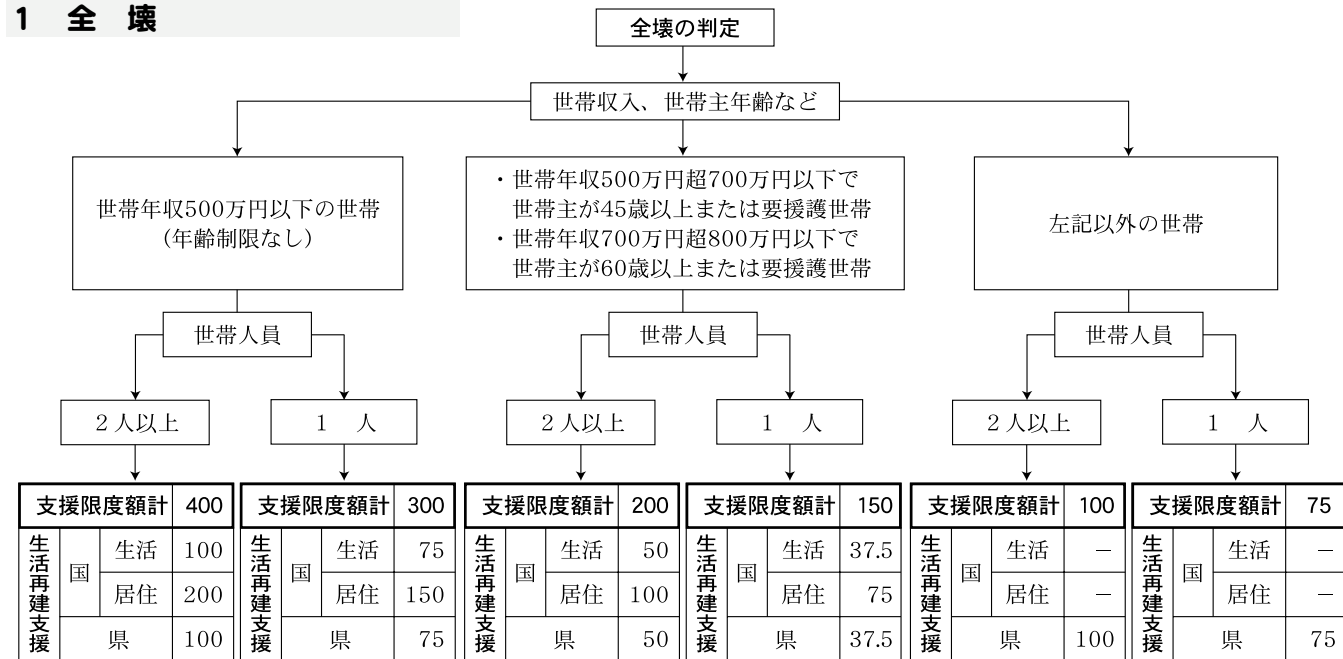
担当：総務課総務管理係（内線222）

市では半壊以上の被害と思われる住宅の被害認定調査を進めています。この認定結果により、支援制度の適用を受けることができます。半壊以上と思われる被害を受けた世帯は届け出てください。

- ▶日時 12月28日(火)までの毎日、午前10時～午後7時
- ▶会場 市役所1階市民ホール

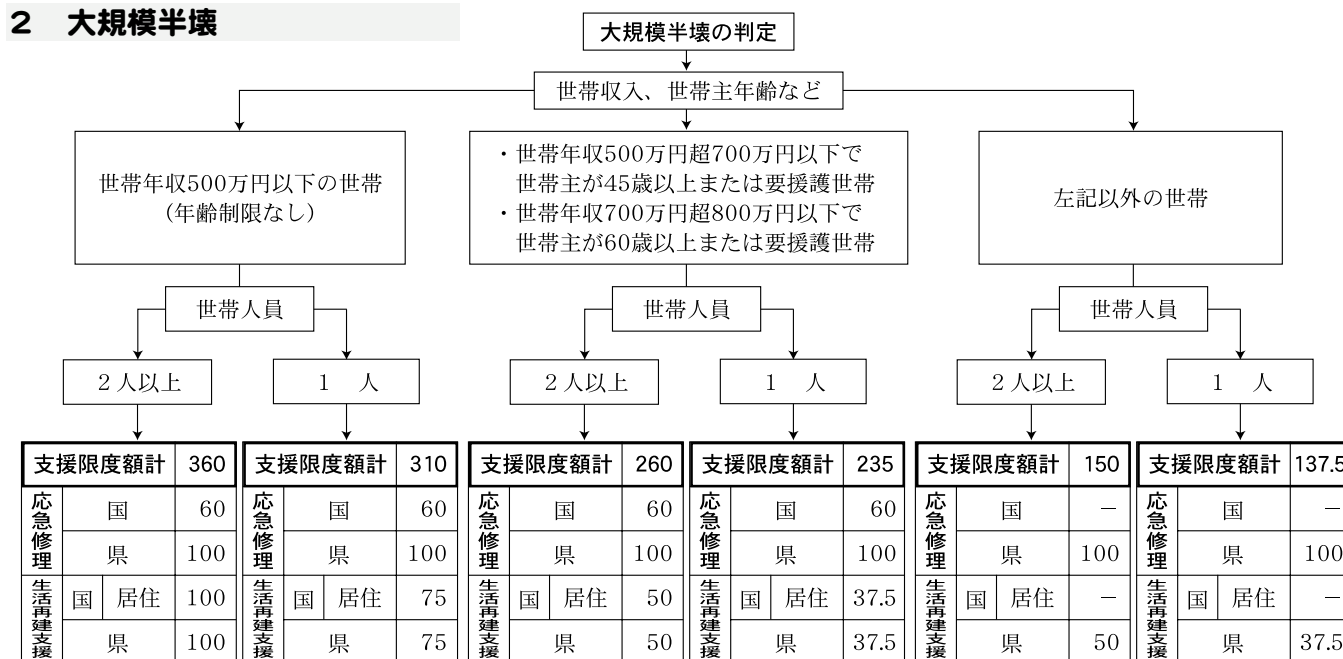
※居住している住宅の世帯に対する制度であり、空家・車庫などの非住家や貸家の家主などには適用されません。  
 ※判定結果に疑問がある場合は調査内容を説明します。必要な場合は再調査を行います。

## 1 全壊



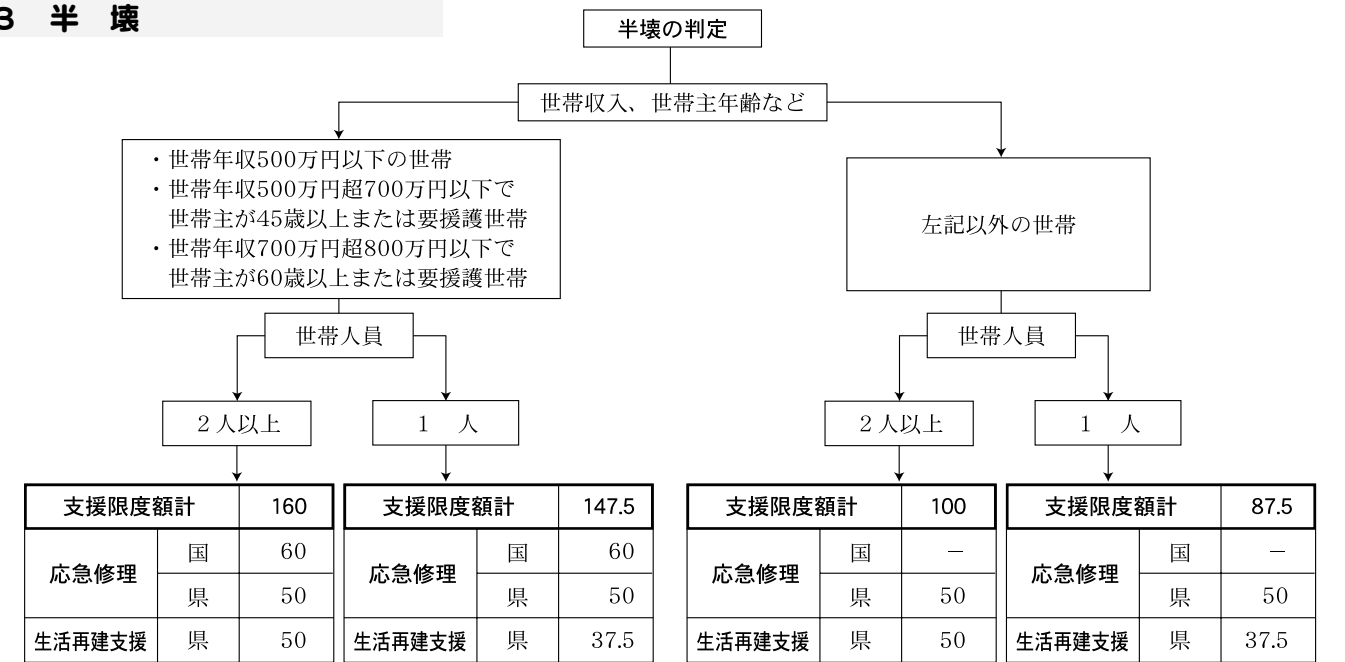
※生活再建支援制度は、実際に支払う経費（制度上で認める経費のみ）に対して補給する制度です。  
 ※生活再建支援制度の県分は、新築・改築補修費にあてることができます。  
 ※ほかの都道府県に移転する場合は、上記の限度額が異なります。

## 2 大規模半壊



※生活再建支援制度は、実際に支払う経費（制度上で認める経費のみ）に対して補給する制度です。  
 ※生活再建支援制度の県分は、新築・改築補修費にあてることができます。  
 ※ほかの都道府県に移転する場合は、上記の限度額が異なります。

## 3 半壊



※生活再建支援制度は、実際に支払う経費（制度上で認める経費のみ）に対して補給する制度です。  
 ※生活再建支援制度の県分は、新築・改築補修費にあてることができます。  
 ※ほかの都道府県に移転する場合は、上記の限度額が異なります。

## 4 十日町市住宅等災害復興資金貸付制度

担当：雪・水対策課建築住宅係（内線274）

被災した住宅の新築または改修及び宅地の改修に必要な資金を貸し付けます。

### ▶貸付資格

- ・市内に住所を有し、被災した住宅や宅地などの整備を行う人
- ・市税などを完納している人
- ・住宅整備は被災証明を受けた人、宅地整備は市長が適当と認めた人
- ・貸付金などが取扱金融機関の定める条件に適合している人

### ▶資金の区分・限度額・融資利率

区分	貸付限度額	貸付利率	返済期間
住宅の新築・改修資金	1,000万円	年 1.5%	15年以内
宅地の改修資金	300万円	年 1.5%	15年以内

※住宅の新築・改修と宅地の改修を合わせて利用することができます。

### ▶融資の条件

融資金額	10万円単位で融資限度額までとする
償還方法	取扱金融機関の定めによる

### ▶申請受付期間

18年11月30日まで

### ▶取扱金融機関

第四銀行十日町支店、北越銀行十日町支店、大光銀行十日町支店、新潟県信用組合十日町支店・下条支店、十日町農業協同組合、新潟県労働金庫十日町支店

## ★被災住宅の解体廃棄物・家電4品目の処分

担当：市民生活課生活環境係（内線157）

### 1 解体廃棄物

半壊以上と認定された住宅の解体や改築で出る建築廃材の運搬・処分にかかる費用が無料になります。ただし、市が登録した運搬指定業者が作業を行った場合に限りです。

#### ▶対象建物

半壊以上の被害を受けた住宅（独立した車庫、作業場、蔵などを除く）が対象です。店舗などの非住宅部分がある場合は、住宅部分だけが対象です。

#### ▶手続き方法

半壊以上の被害を受けた世帯に「被災証明書」といっしょに文書を郵送します。

#### ▶その他

解体費用は対象外です。

### 2 家電4品目

半壊以上と認定された住宅で使用していた家電4品目（テレビ・冷蔵（凍）庫・洗濯機・エアコン）を処分する費用が無料になります。

#### ▶対象家電

半壊以上の住宅で使用していた家電のうち、家電リサイクル法でリサイクルが義務付けられている4品目（テレビ・冷蔵（凍）庫・洗濯機・エアコン）が対象です。

#### ▶手続き方法

##### ①エコクリーンセンターに直接持ち込む場合

家電に「被災証明書」のコピーを添付して持ち込んでください。無料で引き取ります。

##### ②家電販売店などで処分した場合

市民生活課生活環境係にある「家電4品目リサイクル料金還付金請求書」を記入し、領収書を添付して提出してください。後日、指定口座に還付金を振り込みます。

## ★市税などの納期限の延長と減免

市税などの納期限を延長します。また、家屋などで一定規模以上の被害があった場合、市税などの減免制度があります。

### 1 市税などの納付・納入の延長 担当：市・県民税、法人市民税＝税務課市民税係（内線116） 固定資産税・都市計画税＝税務課資産税係（内線113）

税目	期別	当初納期限	変更後納期限
市・県民税（普通徴収）	第3期	16年11月1日	17年1月4日
固定資産税・都市計画税	第4期	16年11月30日	17年1月31日
市・県民税（普通徴収）	第4期	17年1月4日	17年2月28日

※口座振替日は、変更後の納期限日となります。

#### 法人市民税

申告納付期限が10月23日以降に到来する事業所は、国・県と同様に当分の間とし、国または県が指定する日のいずれか早い日を十日町市の延長期間とします。ただし、災害の終息と認定された日後2か月を限度とします。

### 2 国税・県税の申告・納税の延長 担当：国税＝十日町税務署（☎52-3181） 県税＝十日町地域振興局県税係（☎57-5512）

10月23日以降に期限が到来するものは、別途告示で定める期日まで申告・納税の期限を延長します。災害で一時に納税できないと認められる場合、納税を猶予してもらうこともできます。

### 3 市税などの減免（市災害減免条例の適用があります）

#### ①個人市民税の減免 担当：税務課市民税係（内線116）

- 被災証明書の被害欄の記載が「全壊」「大規模半壊」「半壊」であり、かつ、その損害割合が10分の3以上（被災証明書記載の「半壊」の損害割合は10分の2以上）が対象です。
- 前年の合計所得金額が1,000万円以下の人で、本人や生計を一にする配偶者などが所有する住宅または家財が対象です。
- 減免割合は損害程度と前年の所得金額により異なります。

※個人市民税が減免された場合、個人県民税も同様に減免されます。

#### ②固定資産税・都市計画税の減免 担当：税務課資産税係（内線111）

- 被災証明書の被害欄の記載が「全壊」「大規模半壊」「半壊」が対象です。
- 減免割合は損害程度により異なります。

#### ③国民健康保険料 担当：介護保険課国保係（内線155）

- 個人市民税と同様です。

#### ④介護保険料 担当：介護保険課介護保険係（内線161）

- 個人市民税と同様です。

#### ⑤共通事項

- ▶減免対象 16年度課税分で10月23日以降に納期が到来するもの
- ▶提出書類 減免申請書、罹災証明書、被災証明書、証拠写真など
- ▶申請期間 原則として市税などの納期限の到来する1週間前まで
- ▶その他 被災証明書記載の「一部損壊」は減免の対象になりません

### 4 国税・県税の減免（軽減）

税の種類	内容	担当
県税	個人事業税	十日町地域振興局県税係 ☎57-5512
	不動産取得税	
	自動車取得税	
国税	所得税	十日町税務署 ☎52-3181



## ★一部負担金や使用料などの減免

### 1 国民健康保険・老人医療費の一部負担金 担当：介護保健課国保係（内線155）

#### ▶対象者

次のいずれかに該当する国民健康保険被保険者及び老人保健該当者

- (1) 居住する住宅が被災し、国民年金保険料が減免された人
- (2) 市民税非課税世帯で、居住する住宅が被災した人

#### ▶減免割合

損害の程度	軽減または免除の割合
全 壊	全 部
大規模半壊・半壊	2 分 の 1

### 2 医療費助成制度の一部負担金の助成など 担当：健康福祉課保健予防係（内線141） 健康福祉課障害援護係（内線133）

#### ▶乳児・幼児医療

次のいずれかに該当する乳児及び幼児の医療費助成制度の該当者には、一部負担金相当額を助成します。

- (1) 居住する住宅が半壊以上のため、市民税が減免された世帯の人
- (2) 市民税非課税世帯で、居住する住宅が半壊以上の人

#### ▶重度心身障害者・ひとり親家庭医療

所得制限該当者で財産に大きな損害を受けた場合は、相談してください。

### 3 介護保険サービス利用料（一部負担金） 担当：介護保険課介護保険係（内線161）

#### ▶対象者 住宅の損害が10分の5以上の世帯の要介護認定者

#### ▶減免割合 要介護認定者の所得区分により、3割から10割の減免があります。

### 4 認可保育所保育料・へき地保育所保育料 担当：健康福祉課児童家庭係（内線131）

#### ▶対象者 入所児童が居住する家屋（借屋・アパート含む）に著しい損害を受けた人

#### ▶減免割合

損害の程度	軽減または免除の割合	期 間
半 壊 以 上	全 部	6 月 間

### 5 国民年金保険料 担当：市民生活課国民年金係（内線151）

#### ▶対象者 国民年金保険料の納付が困難な被災者

#### ▶減免割合 全額免除と半額免除があります。ただし、全額免除の期間分の年金受給額は3分の1に、半額免除の期間分の年金受給額は3分の2に減額されます。

### 6 水道料金・下水道使用料 水道担当：水道局事務係（内線241） 下水道担当：下水道課事務係（☎52-7441）

#### ▶対象者 宅地内の給水管（引込管）が破損して漏水が発生し、給水管を修理（建物の解体含む）した水道・下水道使用者

#### ▶減免内容 地震発生前4か月の平均使用料と比較して増加した使用料を減額します。ただし、前年同月分と比較する場合があります。

#### ▶申請方法 減免申請書に修理業者の証明と修理箇所がわかる写真・図面を添付して提出。

#### ▶その他 避難指示区域以外で水道を使用しない人は休止届を提出。

### 7 高圧ガス・液化石油ガス・消防・火薬再交付手数料

ガス担当：新潟県庁消防課高圧ガス保安係（☎025-280-5147）

消防・火薬担当：新潟県庁消防課予防係（☎025-280-5146）

被災施設の変更工事及び自宅が被災した人が紛失・破損した免状の再交付などの手数料を全額免除します。

#### ▶免除期間 17年3月31日(木)まで（通常の申請書類に被災証明書の写しを添付）

## ★個人向け支援制度

### 1 災害援護資金 担当：総務課総務管理係（内線222）

世帯主が負傷した世帯や家財・住居に被害を受けた世帯に対して、生活の立て直しに必要な資金を貸し付けます。

#### ▶貸付要件（所得制限）

世帯全員の平成15年の総所得が右表の額以内の世帯に限ります。総所得は、税務課で発行する「世帯全体の所得証明書」で確認できます。

世帯人員	所得制限額
1 人	2 2 0 万円
2 人	4 3 0 万円
3 人	6 2 0 万円
4 人	7 3 0 万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、その世帯の居住が滅失した場合、1,270万円	

#### ▶貸付限度額など

貸付限度額は、原則として下記のとおりです。

被害の態様	限度額
家財の損害(家財の被害が1/3以上)あり、かつ住居の損害がない場合	1 5 0 万円
住居が半壊した場合	1 7 0 万円
住居が全壊した場合	2 5 0 万円
住居の全体が滅失もしくは流出した場合	3 5 0 万円

※被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合など、特別な事情がある場合は金額が異なります。

※世帯主が1か月以上のけがをした場合、金額が異なります。

▶利 率 年3%（据え置き期間中は無利子） ▶据置期間 3年（特別な場合は5年）

▶償還期間 10年（据置期間含む） ▶償還方法 年賦または半年賦（元利均等償還）

▶保 証 人 必要（借受人同士による保証人設定はできません）

▶申込期限 17年1月31日(月)まで

### 2 就学援助制度 担当：学校教育課学校教育係（内線312）

被災して収入が突然断たれたなど、特別な理由により小・中学校でかかる費用（学用品費・給食費など）の納入が困難になった家庭に、費用の一部を援助します。学校で事情を説明の上、申請書類で手続きしてください。すでに就学援助制度の適用を受けている人は、新たな申請は必要ありません。

**3 緊急小口貸付制度** 担当：市社会福祉協議会（☎50-5010）

被災した世帯に当座の生活費を貸し出します。

- ▶貸付限度額 原則10万円以内
- ▶償還期間 2年以内（据置期間1年以内）
- ▶利率 据置期間経過後3%
- ▶受付期間 17年1月31日(月)まで

## ★中小企業向け支援制度

**1 市制度融資既往借入金の償還期間延長** 担当：雇用商工課商工労政係（内線264）

11月28日以前の申請で市制度融資を利用している事業者を対象に、融資の償還期間を最長2年間（据置期間を含む）延長します。ただし、延長にあたっての信用保証料（小売商業近代化資金を除く）は事業者の負担になります。

- ▶延長資金 新規創業支援資金、新事業・新技術等開発支援資金、中小企業振興資金、小売商業近代化資金、経済景気対策特別資金、企業設置資金
- ▶受付期間 17年2月28日(月)まで
- ▶申請方法 事前に必ず金融機関と協議の上で申請書を提出し、交付された延長通知書を持参して、既往借入を申請した金融機関で申込んでください（金融機関による代理申請可）。

**2 十日町市中越地震災害緊急特別資金制度** 担当：雇用商工課商工労政係（内線264）

対象者	地震により被害を受け、経営に支障をきたしている中小企業
限度額	2,000万円
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む）
融資利率	年1.5%（保証付） 年1.75%（保証無）
資金使途	運転資金及び設備資金
債務保全など	取扱金融機関の定めるところによる
信用保証	必要により新潟県信用保証協会の保証付
利子補給金	年度末残高の1%を借入より3年間に限り補助金として交付
保証料の補給	新潟県信用保証協会利用者に対して保証料の50%を補給
融資実行期間	17年2月28日(月)まで
取扱金融機関	第四銀行十日町支店、北越銀行十日町支店、大光銀行十日町支店、新潟県信用組合十日町支店、新潟県信用組合下条支店、十日町農業協同組合本店及び各支店

**3 雇用調整助成金の特例措置** 担当：ハローワーク十日町（☎57-2407）

地震により事業縮小を余儀なくされている事業主が行う雇用維持の努力を支援するため、雇用調整助成金の特例措置が適用されます。事業主が指定期間内に、対象労働者に対して休業・教育訓練または出向を行った場合、支払った休業手当などの一部を支給します。

- ▶対象事業主 十日町市・中魚沼郡内に所在する事業所の事業主または地震により利用者が減少し深刻な影響を受けている事業主
- ▶対象労働者 雇用保険の被保険者
- ▶助成率 厚生労働大臣の定める方法で算出した額の2分の1（中小企業3分の2）
- ▶対象期間 17年11月18日まで